

「第5期消費者基本計画(素案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	意見			意見
		計画(案)対象箇所			
		ページ 番号	行 番号	章	
1	東京都生活協同組合連合会	1		全体	「消費者基本計画」は、消費者政策推進の基盤となる大変重要な計画です。今回の「第5期消費者基本計画(素案)」には多岐にわたる計画が示されておりこれらの課題への対応こそ、「消費者行政の司令塔」として消費者庁に期待されるものです。 「消費者基本計画」は政府全体の消費者政策に関する計画であり、その推進において、消費者庁所管案件はもちろん、他省庁所管案件にも消費者視点で調整機能を発揮するのが消費者行政の司令塔として消費者庁に期待される役割であるという視点は欠けてはならないものだと考えます。計画全般を通じて、消費者庁の現状の体制・力量を前提とするのではなく、消費生活の安全・安心のために消費者庁の機能を高め、必要な施策が網羅された消費者目線を大切にした「消費者基本計画」としてください。
2	東京都生活協同組合連合会	7	16	第1章	現在も増加傾向にある高齢者や障がい者を中心とした消費者トラブル防止については社会の安定を図る上でも重要な課題です。消費生活に配慮を要する消費者の拡大について「きめ細かな支援が必要」とありますが、具体的な施策を明示すべきと考えます。例えば成年後見制度や市民後見制度、見守りネットワークの充実は有効と考えます。また高齢化が進み一人暮らしの方が相談しづらい消費者トラブルの更なる増加や深刻化することが見込まれるが、年齢や配慮を要する程度等に関わりなく、安全で安心な消費行動が取れるための支援のあり方について各省庁が連携し取組を推進される事を強く要望いたします。
3	東京都生活協同組合連合会	10	13	第1章	エシカル消費の認知度と理解の向上が課題と考えられると記載されているが、エシカル消費の普及活動は、食品ロス削減、プラスチック削減、温室効果ガス削減、省エネ・節電に現れますので引き続き取組状況の把握をおこない指標として設定してください。エシカル消費への関心が認知しきれていない消費者にも浸透するようわかり易い呼びかけや商品の表示方法の工夫、エシカル消費に関する広報活動の取組をさらに進めてください。消費者のエシカル消費行動に関わる調査、分析をすすめながらエシカル消費の普及につとめてください。
4	東京都生活協同組合連合会	13	30	第2章	消費者トラブルの複雑化・多様化等、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると事案の形態は今後も変化する事が予想される。悪質な事案や現行法令等による対応が困難な事案等について、具体的な消費者被害を把握して対処するための措置を講ずるといふこれまでのやり方では十分とはいえない。現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防、救済の観点を含めた対策のあり方を検討していくとあるが、諸制度の検証をおこなうにも迅速な対応が望まれ、現状の特定商取引法による罰則では悪質事業者に影響への対応は不十分と考えます。今後も被害状況に変化が見られない場合、罰則を強化した「特定商取引法」改正の検討を明記するべきです。
5	東京都生活協同組合連合会	23	32	第3章	消費者のくらしに近い地方消費者行政の機能を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止を実現するためにはいつでも安心して、相談に対応できる人材の確保が重要課題となります。消費生活相談の担い手である消費生活相談員の人材育成や、処遇改善等が必要と考えます。現在就業している相談員が経験で身につけたスキルを活かして、長年にわたって業務に就ける環境の整備が早急に求められ、未経験者や若年層が仕事として選択してくれるような業務改善の推進や退職した経験のあるOBの再雇用を促進し後継者を育てる等、相談体制の持続性に繋がる施策が必要であると考えます。
6	東京都生活協同組合連合会	30	19	第4章	コロナ禍を経験しインターネット取引の件数増加に伴い、消費者間の取引も増加しており、通信販売の利用者拡大による消費者被害拡大を防ぐ環境整備の取組の状況を踏まえ必要な注意喚起や法整備等の措置を行ない消費者保護を強く要望いたします。
7	東京都生活協同組合連合会	36	31	第4章	令和4年4月の成年年齢引き下げを踏まえ契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる法教育リーフレットの法務省のウェブサイト等で公開、イベントやセミナー等の参加者にリーフレット等の周知、広報をおこなっているところがあるが、注意喚起だけでは不十分なので、学校教育中のプログラムとして体系化し、若者への啓発活動に繋がる取組を要望いたします。また、SNS等を活用して若者が相談しやすい新たな取組の検討や被害情報の多い悪質業者については、注意喚起の情報公開や、改善が見込めない場合の罰則強化も視野に入れた対策を強く要望いたします。成年年齢引き下げを踏まえ、今後の消費者教育については、小学校低学年からの学校教育が重要ではないかと考えます。消費者教育の一環である出前講座についても、学校により開催を断るような事案もあると聞いています。また企業へ就職した若者については、企業と連携し入社前の研修プログラムに入れてもらう等、今までは違う視点での取組を関係省庁で連携しながらすすめる事を強く要望いたします。
8	東京都生活協同組合連合会	38	10	第4章	食品ロス削減のための活動が盛んに行なわれていることは承知していますが、食品ロスについては家庭における対策と共に企業(事業者)における対策が重要となります。その半面、食品等の寄付については支援を求めている団体等への寄付は減少傾向となり、困窮者支援、子ども食堂等への支援に苦勞されているフードバンク等が多数あります。商品在庫や商品のパッケージ変更に伴う、商品の入れ替え等事業者が協力的な方策はまだあると考えます。企業が商品寄付をすすんでできるような表彰制度や、企業名の紹介、寄付の数量による補助金の支給等、新たな取組を検討いただき民間企業と関係省庁とが連携し食品ロスが困窮者支援につながる新たな取組を強く要望いたします。
9	東京都生活協同組合連合会	44	20	第4章	特商法改正後も訪問販売や電話勧誘販売による被害は減少せず、高齢者を対象としたオレオレ詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺についても被害が深刻な状況となっており、若者等のマルチ商法による被害も減少していません。な法令に違反する悪質業者には登録業者等の名称・法令違反内容等の公表を迅速に行うことにより被害拡大防止を図るべきです。それでも被害状況が改善されない場合は、更なる法整備等の検討が必要であると考えます。
10	東京都生活協同組合連合会	46	31	第4章	小林製薬の紅麹関連製品による死亡事故が大きな社会的な問題として課題が明らかになりましたが、時間がたつにつれ新聞やニュース等での報道は少なくなり、時間と共に記憶から忘れられている現状もあります。この事故が起きた原因究明は出来たのか、実効性ある再発防止策につなげたのか、今後も検証が必要となりますが今後、このような不幸な事故が2度と起きないように機能性表示食品はもとより健康食品、サプリメント、特定保健用食品(トクホ)については、安全性を最優先に審査、承認をおこなう事を望みます。テレビ等で宣伝されている健康食品についても安全性の問題、効果の問題、知らないうちに定期購入扱いされ高齢者の被害等も減らない現状があり早い段階での改善が望まれます。人の生命と健康を左右する食品等については、問題が起きる前のリスク判断が重要で、事故が起こってからの素早い連絡体制の再構築や安全性を追求したスピーディーな取組を求めます。